

§ 19 厚生事業及び福祉事業（法第 112 条第 1 項第 1 号，第 1 号の 2 及び第 6 号並びに定款第 27 条第 1 号，第 1 号の 2 及び第 4 号）

共済組合及び県互助組合では，組合員やその家族の健康と保養の増進及び元気回復を図ることを目的に，次の事業を行っています。

事業の詳細及び参加申込み等については，広報紙「福利ひろしま」で各組合員へ，文書で各所属所長へそれぞれ通知します。事業内容等を確認して期日までに申し込んでください。

§ 19の 1 特定健診事業

《共済組合》

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき，年度内に 40 歳から 75 歳（※）の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象として，メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

※ 75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

1 特定健康診査

（1）組合員

人間ドック又は定期健康診断の受診をもって特定健康診査の受診に替えています。

（2）被扶養者

共済組合から送付する受診券（セット券）を使って受診してください。

2 特定保健指導

特定健康診査の受診結果，生活習慣病のリスクが高く，生活習慣の改善が必要と判断された場合には特定保健指導の対象となります。特定保健指導では，保健師や管理栄養士等の専門家が生活習慣の改善をサポートします。

詳細については対象者に別途通知します。

§ 19 の 2 健診事業

生活習慣病予防健診事業

事業名		実施期間	対象者
人間ドック	指定年齢健診	6月～2月	当該年度中に30歳・35歳・37歳・39歳・41歳・43歳・45歳・47歳・49歳・51歳・53歳・55歳・57歳及び59歳に達する組合員のうち受診を希望する者 《共済組合》《県互助組合》
	シニア普通ドック	6月～2月	当該年度中に達する年齢が50歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員のうち受診を希望する者 《共済組合》《県互助組合》
器 官 別 検 診	ドックセット型	脳検査(※)	当該年度中に達する年齢が47歳以上で上記人間ドックを受診する組合員のうち脳検査の受診を希望する者 《共済組合》
		肺検査(※)	当該年度中に達する年齢が43歳以上で上記人間ドックを受診する組合員のうち肺検査の受診を希望する者 《共済組合》
		レディース検診	人間ドック受診該当の女性組合員で受診を希望する者 《共済組合》
	レディース検診 (巡回検診型)	12月～2月	女性組合員で受診を希望する者(人間ドックでレディース検診を受診する者を除く。) 《共済組合》
	大腸がん検診	1月	当該年度中に達する年齢が41歳以上の組合員で受診を希望する者(人間ドック受診者を除く。) 《共済組合》

※ 脳検査、肺検査は決定人数に上限があるため、申込多数の場合は抽選となります。また、2年連続して受診することはできません。

§ 19 の 3 健康づくり事業

《共済組合》

1 メンタルヘルス相談等

(1) 専門医療機関による面接相談（§ 19-005 頁参照）

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：専門の医師
- ・相談場所：県内 8 か所
- ・利用方法：指定専門医療機関に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。相談時には「組合員証」を必ず持参してください。
- ・費用負担：1 人当たり年間 2 回まで無料（ただし、投薬等の医療行為は自己負担となります。
（健康保険対応）

(2) 産業カウンセラーによる面接相談（§ 19-005 頁参照）

- ・対象者：組合員本人及びその家族
- ・相談員：「産業カウンセラー」の資格を有する専門家
- ・相談場所：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所及び岡山事務所
※福山，三次市内でもカウンセリングを受けることができます。
- ・利用方法：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所又は岡山事務所に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。福山，三次市内でのカウンセリングを希望する場合は広島事務所に連絡してください。
- ・費用負担：無料（利用制限なし）

(3) 臨床心理士派遣によるメンタルヘルス相談等（§ 19-006 頁参照）

ア 所属所訪問相談

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）
- ・相談場所：組合員の所属所
- ・相談内容：職場の人間関係，家族関係，自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談（ただし，広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては，スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題は除く。）
- ・利用方法：所属所長を通じて申込み（様式集 § 19-001 頁）
- ・費用負担：無料（利用制限なし）（継続利用はできません）

イ 一日相談所

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）
- ・相談場所：県内の広島県庁舎会議室等
- ・相談内容：職場の人間関係，家族関係，自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談
- ・利用方法：原則として，事前に公立学校共済組合広島支部へ電話で申込み（匿名可）。当日参加も可能ですが，お待ちいただく場合があります。
- ・費用負担：無料（利用制限なし）
- ・その他：日程等は広報紙「福利ひろしま」や所属所通知等でご確認ください。

ウ メンタルヘルスセミナー（セミナー実施後の相談も可能）

- ・対象：所属所又は組合員により構成する原則として 15 名以上の団体（所属所の場合は

15名未満でも可能)

- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）
- ・実施場所：申込書に記載された実施場所
- ・利用方法：所属所長又は組合員により構成する原則とし15名以上の団体の代表者を通じて申込み（様式集 § 19-002 頁）。（所属所以外の団体で15名未満となる場合、事前に連絡してください。）

2 メンタルヘルス講演会等支援事業（§ 19-008 頁参照）

組合員により構成する団体が開催する、組合員のためのメンタルヘルスに関する講演会等を支援します。

（1）支援内容

組合員により構成する団体が企画し、実施するメンタルヘルス講演会等に対する費用（講師派遣に係る経費〔謝金、旅費、振込手数料〕）の助成

（2）要件

- ア メンタルヘルスに関する啓発を内容とした講演会等
- イ 申請は、既存の団体以外でも可能
- ウ 講演会等への参加者数が、原則として15人以上の団体
- エ 同一団体につき、年度内1回の支援
- オ 実施期間は、毎年度、4月1日から2月末の間

（3）利用方法

「メンタルヘルス講演会等支援事業申請書」（様式集 § 19-003 頁）に記入し、申込み講演会等実施後、「メンタルヘルス講演会等支援事業実施報告書」（様式集 § 19-004 頁）に記入し、公立学校共済組合広島支部へ報告後、助成金を交付

3 こころとからだのリフレッシュセミナー

組合員の健康増進を図るため、メンタルヘルス・生活習慣病予防講座、体力測定、トレーニング指導等を行います。

- ・開催時期：7月～8月
- ・募集方法：広報誌「福利ひろしま」に掲載、所属所へ通知

4 リラクゼーションドック

組合員の健康づくりに役立てるため、ストレスの対処の仕方・解消法を実習します。実施の詳細については4月に所属所に通知します。

5 健康管理視聴覚資料の貸出し

「組合員及びその家族の心とからだの健康づくり」や「職場での健康学習」等に役立てていただくため、健康管理視聴覚資料の貸出しを行っています。

- ・利用方法：「健康管理視聴覚資料利用申込書」（様式集 § 19-006 頁）に記入し、申込み
- ・貸出期間：原則10日以内
- ・利用制限：1回につき3本まで（回数制限なし）
- ・貸出資料：共済組合ホームページに掲載

広島支部トップページ > 厚生サービスを利用する

> （健康管理を考えると）健康管理視聴覚資料貸出サービス

メンタルヘルス相談事業

1 指定専門医療機関による面接相談

【指定専門医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号	予約受付時間 (診療時間とは異なる 場合がある)	アクセス
清川神経科内科 クリニック	広島市中区 八丁堀 4-15	(082) 227-5111	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	広電バス牛田線⑥ 京口門下車 幟会館前・ビル3階
じんじん 神人クリニック	広島市東区 若草町 18-46	(082) 261-0600	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	J R 広島駅新幹線口から東へ 徒歩 5 分
森岡神経内科	広島市安佐北 区可部南四丁 目 9-17	(082) 819-0006	月～土 (木・土は午後休診) 8:30～12:00 14:00～18:00	J R : 可部駅から南へ徒歩 5 分, バス: 「文教女子大前」 下車, 可部方面徒歩 3 分, 車: 国道 54 号線沿い, 太田川 橋を渡り可部方面へ約 1 Km
心療内科 村岡クリニック	呉市中央二丁 目 6-10 村上ビル II 4 階	(0823) 32-2223	月～土 (木は休診) 9:00～12:00 14:00～18:00 土は 9:00～12:00 14:00～17:00	J R 呉駅から北東へ徒歩 5 分
わかみやメンタル クリニック	東広島市西条 上市町 5-5 総合不動産ビ ル 3 階	(082) 431-6110	月～土 (午後は月・金のみ) 8:30～12:00 14:00～18:30	J R 西条駅から徒歩 10 分, イズミゆめタウン横
押尾クリニック	三原市城町 一丁目 12-23-1	(0848) 67-8766	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～12:30 15:00～18:30 土は 9:00～14:00	J R 三原駅から南へ徒歩 5 分
馬野神経科 クリニック	福山市野上町 三丁目 1-29	(084) 928-0088	月～土 (木は休診) 8:30～13:30 15:00～19:00 土は 8:30～16:00	J R 福山駅前から鞆鉄バス鞆 行き「野上町」バス停下車, 草戸大橋方面徒歩 1 分
三次病院	三次市粟屋町 1731	(0824) 62-2888	月～土 (予約受付時間) 8:30～11:30 (診療時間) 9:00～12:00	J R 三次駅から車で 10 分

※個人情報はずべて医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

2 産業カウンセラーによる面接相談

医療機関名	所在地	電話番号	予約受付 時間	相談時間	アクセス
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部広島事務所 【カウンセリングルーム】	広島市中区幟町 3-1 第3山県ビル5階	(082) 223-7470	月～金 10:00～ 16:30	10:00 ～20:00 (土・日・ 祝日も可能 です。)	広電白島線 「女学院 前」から徒 歩 5 分
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部岡山事務所 【カウンセリングルーム】	岡山市北区野田屋 町 2 丁目 11-13 旧あおば生命ビル 4 階	(086) 224-4050			J R 岡山駅 東口から 徒歩 11 分

※ 福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。(広島事務所に連絡)

※ 産業カウンセラーとは、カウンセリングの知識と技法を習得した専門家で、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題等なんでも相談できる人のことです。

※ 個人情報はすべて日本産業カウンセラー協会でも適正に管理され、秘密は厳守されます。

メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）実施要領

（趣旨）

第1条 公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）組合員のメンタル不調の未然防止，早期発見とその対応及び再発防止を図るため，所属所等へ「こころの健康心理相談員」（以下「相談員」という。）を派遣して組合員本人のセルフケアの支援を行うとともに，所属所において管理職の組合員に対して組合員相談対応や職場環境等の改善に係る助言等を行い，組合員の心の健康問題の解決を支援する。

（実施内容）

第2条 実施内容は，次のとおりとする。

(1) メンタルヘルス相談

ア 所属所訪問相談

相談員を支部組合員（以下「組合員」という。）の所属する学校に派遣し，組合員を対象として，職場の人間関係，家族関係，自分自身の身体状況等，様々な心の悩みに関する相談業務を実施する。ただし，広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては，スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題を除く。

イ 一日相談所

支部が県内に一日相談所を開設し，相談員を派遣し，組合員を対象として，職場の人間関係，家族関係，自分自身の身体状況等，様々な心の悩みに関する相談業務を実施する。

(2) メンタルヘルスセミナー

所属所又は組合員により構成する原則として15名以上の団体（以下「団体」という。）において実施するメンタルヘルスに関するセミナーに，相談員を講師として派遣する。ただし，支部が特に必要と認める場合は，14名以下の団体について，相談員を講師として派遣することができる。

この場合において，組合員がセミナー後にメンタルヘルス相談を希望するときは，これを実施することができる。

（派遣相談員）

第3条 相談員は，スクールカウンセラーの業務経験を有する臨床心理士の中から選任し，委託する。

（実施方法）

第4条 実施方法は，次のとおりとする。

(1) メンタルヘルス相談

ア 所属所訪問相談

(ア) 申込

組合員が相談を希望する場合は，所属所長が別紙様式1の「メンタルヘルス所属所訪問相談（臨床心理士派遣）申込書」（様式集 § 19-001頁）に必要事項を記入の上，支部に提出する。

(イ) 派遣決定

支部は，日程等を所属所長と調整の上，相談員を派遣するものとし，別紙様式4の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士派遣）決定通知書」により所属所長に通知する。

イ 一日相談所

(ア) 開設周知

支部は、一日相談所を開設する場合、各所属所長への通知又は支部広報紙への掲載により、組合員に周知する。

(イ) 申込

組合員が相談を希望する場合は、原則として、支部へ電話で予約を行う（匿名可）。

(ウ) 決定

支部は、電話予約時、申込者から別紙様式2「メンタルヘルス一日相談所（臨床心理士派遣）受付票」の事項を確認の上、相談日時を決定し、申込者に口頭で通知する。

(2) メンタルヘルスセミナー

ア 申込

講師として相談員の派遣を希望する場合は、所属所長又は団体の代表者が別紙様式3の「メンタルヘルスセミナー講師（臨床心理士派遣）申込書」（様式集 § 19-002頁）に必要事項を記入の上、支部に提出する。

イ 派遣決定

支部は、申込書を基に相談員と調整の上、別紙様式4の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士）派遣決定通知書」により所属所長又は団体の代表者に通知する。

（個人情報の保護）

第5条 相談員は、当該事業実施に当たって知り得た個人情報を、相談者の承諾なく支部を含む第三者に知らせてはならない。

（補則）

第6条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

メンタルヘルス講演会等支援事業実施要領

1 趣旨

近年、精神疾患により休職する組合員が増加しており、組合員がメンタルヘルスに対する理解を深めるとともに、ストレスに対する対処法などの知識を習得することが必要となっている。

組合員が、自発的に心の健康管理について学ぶための機会を設ける動機付けとなるよう、この事業を実施する。

2 事業内容

公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）の組合員により構成する団体（以下「団体」という。）が開催する、組合員のためのメンタルヘルスに関する講演会、講習会及び研修会等（以下「講演会等」という。）を支援する。

(1) 支援内容

団体が企画し、実施する講演会等に対して、費用の助成を行う。

(2) 要件

ア メンタルヘルスに関する啓発を内容とした講演会等とする。

イ 申請は、既存の団体以外でも可能である。

ウ 講演会等への参加者数が、原則として15人以上の団体とする。

エ 同一団体につき、年度内1回の支援とする。

オ 実施期間は、毎年度、4月1日から2月末の間とする。

(3) 助成内容

講師派遣に係る経費（謝金、旅費、振込手数料）について助成する。

ア 謝金は、22,000円を上限とする。

イ 旅費については、県の旅費規程に基づき算出することとし、8,000円を上限とする。

ウ 振込手数料が発生する場合は、振込手数料を助成する。

3 実施方法

(1) 支援を希望する団体は、メンタルヘルス講演会等支援事業申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、支部に提出する。

(2) 支部は、申請書を審査し、結果を通知する。

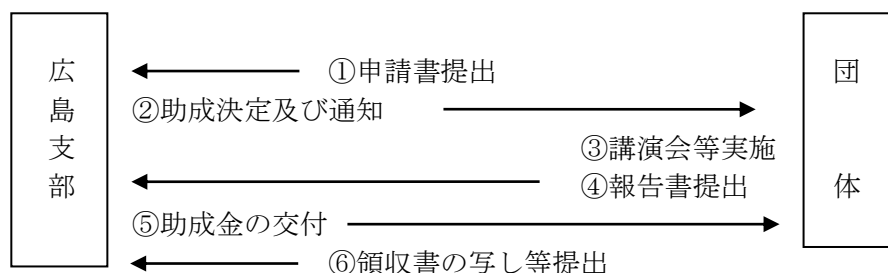
(3) 団体は、申請書に基づき講演会等を実施する。

(4) 団体は、事業が完了した日から起算して、20日以内にメンタルヘルス講演会等支援事業報告書（以下「報告書」という。）を支部に提出する。

(5) 支部は、報告書を受領後、振込口座に助成金を振り込む。

(6) 団体は、講師への支払いを証明する書類（〔銀行の振込〕領収書の写し等）を支部に提出する。

〈参考〉助成の事務手続の流れ



附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

§ 19 の 4 一般事業

《共済組合》

事業名	実施期間	事業内容
宿泊保養施設利用補助事業	年間	組合員及びその家族が共済組合と契約している施設（共済組合ホームページへ掲載）を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。 補助額…1人1泊につき、組合員・家族共に1,000円（§ 19-012 頁参照）
旅行商品特別割引	年間	組合員及びその家族が旅行商品を購入する際に割引を受けられます。（§ 19-015 頁参照）
芸術・文化鑑賞招待事業	期間中	組合員及びその家族を、県内で開催される美術展・音楽鑑賞に招待します。ハガキで申込み（様式集 § 19-012 頁）
プロ野球観戦招待事業	期間中	組合員及びその家族をマツダスタジアム、地方球場で行われるプロ野球公式戦に招待します。ハガキで申込み（様式集 § 19-012 頁）
プロサッカー観戦招待事業	期間中	組合員及びその家族をエディオンスタジアム広島で行われるプロサッカー戦に招待します。ハガキで申込み（様式集 § 19-012 頁）
ライフプラン支援	年間	ライフプラン設計のためのセミナーの開催及びライフプランシミュレーションサービスを提供します。
「福利ひろしま」の配付	年間	共済組合及び県互助組合が共同で発行する広報誌を全組合員へ配付します。
特典サービス	年間	共済組合と契約のある施設等で特典サービスを受けられます。（共済組合ホームページへ掲載（広島支部トップページ > 厚生サービスを利用する > 特典サービス））

§ 19 の 5 宿泊施設の利用について

《共済組合》

1 公立学校共済組合直営の宿泊施設を利用するとき

公立学校共済組合では、直営の宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を全国に設けており、対象者は組合員料金で利用することができます。

また、「宿泊保養施設利用補助券」、「バカンスクーポン」も併せて利用していただけます。（「バカンスクーポン」の対象は、組合員及び被扶養者のみです。）詳細は、§ 19-012 頁の「宿泊保養施設の利用補助について」、§ 19-013 頁の「バカンスクーポン（JRの運賃割引）」をご参照ください。

（1）利用方法

- ① 申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込んでください。
- ② 申し込む場合は、次のことを施設へ連絡してください。
 - ア 申込者の住所・氏名
 - イ 利用日時・人員（性別・大人子ども別）
 - ウ 施設への到着予定時刻
 - エ 食事の要否
 - オ 宴会の場合は、料理・飲物等の内容
- ③ 利用は、原則として予約制です。
- ④ 利用者は、施設に到着次第、「組合員証」（退職者・年金受給者は、「宿泊施設特別利用者証」）を提示してください。

なお、クレジットカードとして利用できる「公立共済メンバーズカード」でも、組合員料金の適用を受けることができます。

◎ インターネットでの宿泊予約は、次のアドレスでお申込みください。

公立共済やすらぎの宿【公式サイト】 <https://www.kourituyasuragi.jp/>

（2）対象者

組合員（任意継続組合員を含む。）・退職者・年金受給者、及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）

（3）「公立共済やすらぎの宿」

共済組合ホームページに一覧表を掲載していますので、ご参照ください。

2 他の共済組合の宿泊施設を利用するとき

地方公務員等共済組合法に基づき各共済組合が経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われています。

ただし、この相互利用の対象となるのは組合員（任意継続組合員を含む。）及び年金受給者本人のみで、家族は一般料金となりますので、ご注意ください。

（1）利用方法

直営宿泊保養施設の利用方法と同じです。前頁をご参照ください。

（2）相互利用の対象となる共済組合

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・地方職員共済組合 | ・警察共済組合 |
| ・各市町村職員共済組合 | ・東京都職員共済組合 |
| ・都市職員共済組合 | ・指定都市職員共済組合 |
| ・全国市町村職員共済組合連合会 | ・文部科学省共済組合 |
| ・日本私立学校振興・共済事業団 | |

§ 19 の 6 宿泊保養施設の利用補助について

《共済組合》

対象者が公立学校共済組合の直営宿泊施設及び広島支部が契約する施設を利用する場合、所属所長（任意継続組合員の場合は広島支部長）が交付する「宿泊保養施設利用補助券（以下「補助券」という。）」（様式集 § 19-007 頁）により、利用料金の一部を補助します。

なお、これらの施設を利用する場合は、「バカンスクーポン」も併せて利用していただけます。詳細は、§ 19-013 頁の「バカンスクーポン（JRの運賃割引）」をご参照ください。

1 補助券の利用方法等

対 象 者	組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族 （家族の範囲：①被扶養者 ②被扶養者でない配偶者 ③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び 18 歳未満の弟妹）
申 込 方 法	組合員（任意継続組合員を含む。）は、利用する宿泊施設に予約した後、補助券に必要事項を記入・押印の上、各所属所長（任意継続組合員は広島支部）へ提出してください。所属所長は記載内容を確認の上、所属所長職印（任意継続組合員は広島支部長印）を押印し、組合員に交付してください。補助券は、チェックインのときに、直接フロントへ提出してください。
補 助 額	対象者 1 人 1 泊当たり 1,000 円 ただし、1 人 1 泊当たりの施設利用額（補助額控除前）が 1,000 円に満たない者は、補助対象者としません。
補助券の利用制限	補助券の発券回数（施設毎に発券する。）は、毎年度、1 組合員（家族等の単独旅行を含む。）5 回までとします。 なお、公務出張での宿泊は、補助の対象外とします。

2 宿泊保養施設利用補助契約施設

共済組合ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

広島支部トップページ > 厚生サービスを利用する > リフレッシュするとき

> 宿泊保養施設利用補助契約施設一覧

§ 19 の7 バカンスクーポン（JRの運賃割引）

《共済組合》

組合員及びその被扶養者が次の利用条件に該当する旅行をする場合、各旅客鉄道運賃等（JR）の割引きっぷ（バカンスクーポン）を購入できます。

1 利用条件

- (1) 「大人2名以上」又は「大人と子供併せて2名以上」（子供2名のみは該当しない。）で利用すること。
- (2) 共済組合直営の宿泊施設及び支部が契約する宿泊施設（以下「指定宿泊施設」という。）又は取扱旅行会社（4社）が契約している宿泊施設へ宿泊すること。
- (3) 指定宿泊施設のJR最寄り駅（以下「指定地駅」という。）を目的地駅とした、出発地に戻る旅行で、往路及び復路のいずれにおいてもJR線を201キロメートル以上利用すること。ただし、指定地駅が北海道・四国・九州にあり、出発地と指定地駅が同一地域にない場合は、片道に限り航空機が使用可能です。
- (4) JR各社直営バス路線は割引対象外とします。
- (5) 次の期間の割引はありません。
4月27日～5月6日・8月11日～8月20日・12月28日～1月6日

2 利用対象者

- (1) 組合員及びその被扶養者
- (2) 任意継続組合員及びその被扶養者

3 きっぷの割引率

- (1) JR鉄道運賃普通乗車券……………2割引
- (2) 東海道新幹線を利用する旅行で片道が601km未満の場合は、全区間JR鉄道運賃普通乗車券……………1割引

4 取扱旅行会社

ジェイティービー（JTB）
近畿日本ツーリスト
日本旅行
東武トップツアーズ

の各支店又は営業所

（注） JRの窓口では取り扱っていません。

5 購入手続

- (1) 指定宿泊施設を利用する場合
 - ア 利用者は、直接、指定宿泊施設へ宿泊の予約をしてください。
 - イ 予約が確定したときは、「バカンスクーポン購入申込書」（様式集 § 19-009頁）に必要事項を記入し、所属所長（任意継続組合員は広島支部長）の証明印を受けてください。
 - ウ 証明を受けた申込書を取扱旅行会社に提出し、バカンスクーポンを購入してください。
- (2) 取扱旅行会社が契約している宿泊施設を利用する場合
利用者は、取扱旅行会社へ宿泊の予約をし、前記イ、ウと同様の手続を行ってください。

6 変更・取消しの手続

(1) 宿泊の変更・取消し

宿泊予約先に直接連絡をしてください。

(2) バカンスクーポンの変更・取消し

申込みをした取扱旅行会社の支店又は営業所へ連絡し、変更・取消しの手続をしてください。

変更・取消料の必要な場合もありますので手続は早めに行ってください。

§ 19 の 8 旅行商品特別割引

《共済組合》

次表の旅行業者が指定した商品について、割引利用ができます。

【申込方法】

契約業者の取扱店で公立学校共済組合員証又は被扶養者証を提示し、旅行商品の申込みをしてください。

【利用対象者】

組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族

(家族の範囲：①被扶養者 ②被扶養者でない配偶者

③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び18歳未満の弟妹)

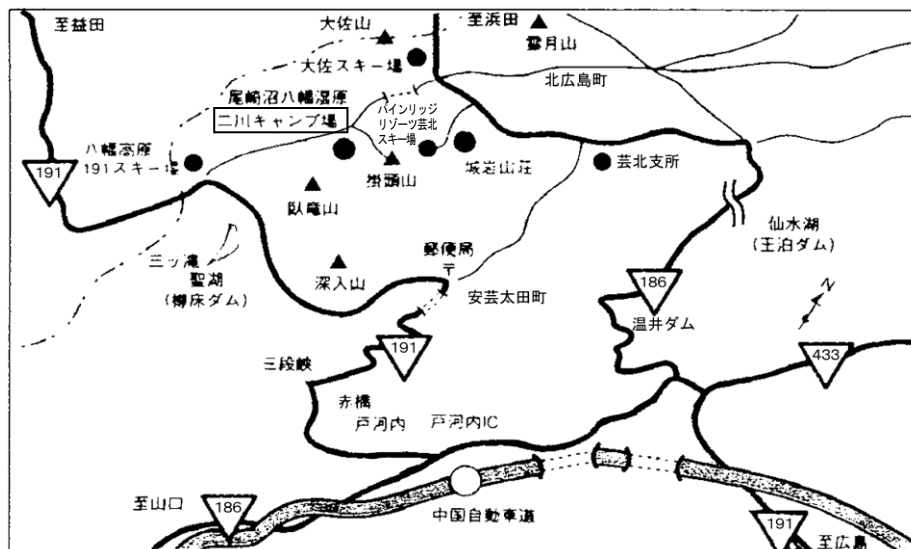
契約業者	取扱店	電話番号	割引対象商品 (カッコ内は割引率)	
			海外旅行	国内旅行
J T B	広島支店 呉ゆめタウン店 福山支店 廿日市ゆめタウン店 (その他県内各支店で取扱い)	082(542)2711 0823(32)7850 084(922)6630 0829(34)0190	ルック (3%)	エース (3%)
東武トップ ツアーズ	広島支店	082(545)1090	ジャルパック (5%) ジャルパックスペシャル (3%) 「FEEL」(フィール) (3%) 他社第一ブランド (3%)	「FEEL」(フィール) (3%)
ひろでん 中国新聞 旅行	本社営業所 (たび館)	082(543)2040	自社募集型企画旅行 (パッケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。	自社募集型企画旅行 (パッケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。
近畿日本 ツーリスト 中国四国	広島支店 福山支店 広島八丁堀営業所 天満屋ハッピータウン福山営業所 イオンモール広島府中営業所 イオンモール広島祇園営業所 L E C T 広島旅行サロン	082(221)7031 084(928)8810 082(221)6111 084(971)1271 082(284)7546 082(832)3551 082(536)1212	ホリデイ (3%)	メイト (2~3%)
日本旅行	広島支店 広島教育旅行支店 広島本通支店 TiS 広島支店 TiS 福山支店 日旅サービスゆめタウン広島営業所 日旅サービスゆめタウン廿日市営業所	082(261)5243 082(263)4053 082(247)1050 082(261)8300 084(921)0287 082(250)6203 0829(34)2805	マッハ (5%) ベスト (3%) ベストエクセレント (3%)	赤い風船 (3%)
農協観光	N-T O U R 農協観光広島支店 N - T O U R 農協観光 三次営業支店 N-T O U R 農協観光福山支店	082(243)6289 0824(62)1280 084(924)5414	N ツ ア ー ワ ー ル ド (3%) 他社商品 ・ジャルパック (3%)	N ツア ー の 旅 (3%) 他社商品 ・スカイホリデー (3%) ・ジャルパック (3%)
西鉄旅行	エディオン広島支店	082(543)2026	募集型企画旅行(パッ ケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。	募集型企画旅行(パッ ケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。

※詳細については、取扱店に直接お問い合わせください。

§ 19 の 9 ^{ふたごう} 「二川キャンプ場」(互)運営規則第 4 条第 3 号イ)
《県互助組合》

1 所在地

山県郡北広島町西八幡原二川（八幡高原）



2 開設期間

毎年 5月1日～11月15日

3 設備

- ・テントサイト 34 か所（約 200 名収容）
- ・管理棟 1 ・避難棟 1 ・炊事棟 2 ・便所棟 2 ・キャンプファイヤーサークル 1 ・遊歩道
- ・貸出テント～6 名用（34 張）

4 利用申込先

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号 一般財団法人広島県教育職員互助組合
Tel (082) 228-1386

5 申込方法

利用希望日を電話で確認の上、「二川キャンプ場利用申込書」（当互助組合 HP：www.gojo.or.jp）
で申し込んでください。（申込書は往復はがきを使用してください。）

6 利用料

入場料及び貸出テントの利用料は無料です。